

水道事業の経営経理に関するワークショップ

第1部 事例紹介

追加パワーポイント

1

令和元年8月30日（金）
大津市企業局 山本 晋平

1. 開催実績の追加

	開催日	開催市	参加団体	参加人数
第1回	H28.10.21	大津	7	23
第2回	H29. 2.10	大津	8	28
第3回	H29. 7.28	大津	8	23
第4回	H29.11.10	大津	8	26
第5回	H30. 3. 9	草津	8	27
第6回	H30. 8. 9	京都	8	32
第7回	H30.11.29	守山	10	24
第8回	H31. 3.11	大津	10	30
第9回	R 1. 8.22	栗東	10	28
第10回	R 1. 11.		10	
第11回	R 2. 2.		10	

2. 開催までのスケジュール

【参考】第3回スケジュール

月日	曜日	内容	月日	曜日	内容
6月1日	木		6月16日	金	「日程決まった」速報メール
6月2日	金		6月17日	土	
6月3日	土		6月18日	日	
6月4日	日		6月19日	月	
6月5日	月		6月20日	火	A通知
6月6日	火		6月21日	水	
6月7日	水		6月22日	木	
6月8日	木		6月23日	金	
6月9日	金	日程調整通知	6月24日	土	
6月10日	土		6月25日	日	
6月11日	日		6月26日	月	
6月12日	月		6月27日	火	
6月13日	火		6月28日	水	
6月14日	水		6月29日	木	
6月15日	木	日程調整×切	6月30日	金	A通知×切

月日	曜日	内容	月日	曜日	内容
7月1日	土		7月16日	日	
7月2日	日		7月17日	月	
7月3日	月		7月18日	火	
7月4日	火		7月19日	水	
7月5日	水		7月20日	木	
7月6日	木		7月21日	金	B通知×切
7月7日	金	B通知	7月22日	土	
7月8日	土		7月23日	日	
7月9日	日		7月24日	月	
7月10日	月		7月25日	火	
7月11日	火		7月26日	水	
7月12日	水		7月27日	木	
7月13日	木		7月28日	金	第3回会議当日
7月14日	金		7月29日	土	
7月15日	土		7月30日	日	

3. 通知の例

① 日程調整の通知

事務連絡

平成29年6月9日

各団体経理事務担当課長 様

大津市企業局経営経理課長

第3回経理事務担当者会議の開催日程について（照会）

入梅の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

経理事務担当者会議については、2月10日に第2回を開催させていただきましたところ、8団体（滋賀県、草津、栗東、守山、野洲、高島、京都、大津）より多数の参加をいただき、実りのある議論を展開していただき、ありがとうございました。

さて、大津市で第3回会議を開催する予定をしております。候補日としましては、第2回会議でお諮りしたとおり7月を設定しております。

つきましては、開催日程の調整を行いたいと存じますので、6月15日（木）までに、下記に記入のうえ、FAXまたはメールでご報告いただきますようお願いいたします。（議会対応など何かとご多用の時期かと存じますがご協力をお願いいたします。）

日程が決定次第、協議事項等の照会とあわせて通知させていただきますので、よろしくお願い致します。

記

1 日程案

7月19日（水）	7月21日（金）	7月26日（水）	7月28日（金）

開始時刻は、いずれも14時から。ご都合のよい日に、○印をご記入ください。

2 ご担当者

貴団体名	課名	氏名	電話番号

【送付先】大津市企業局経営経理課 担当：山本（晋）

FAX 077-523-3399

TEL 077-528-2602

3. 通知の例

③ A通知

事務連絡
平成29年6月20日

各団体経理事務担当課長 様

大津市企業局経営経理課長

第3回経理事務担当者会議の開催について

このことについて、過日の日程調整の結果、下記のとおり開催させていただきます。つきましては、ご多用の中誠に恐縮ですが、ご配慮いただけますようお願いいたします。

また、開催にあたり必要となる照会事項について、別紙1により6月28日までに報告いただきますようお願いいたします。

記

1 日 時 平成29年7月28日（金）午後2時から5時（予定）

2 場 所 大津市企業局研修センター3階会議室（大津市晴嵐1丁）
※従来と別会場、石山駅付近ですのでご注意ください。

3 予定している内容

- (1) 各団体の協議事項についての協議
第1回、2回会議と同様、事前に各団体の希望する協議事項及び、それを集約しておき、当日情報交換するものです。
- (2) 先進事例研究
メンバー団体の先進事例を発表していただき、研究するものです。
- (3) 「監査・税務署からの指摘事例」の最新化と共有
第2回より開始しました、各団体が過去に監査や税務署から指摘を受最新化をしようえ共有を図るものです。

4 照会・依頼事項

- (1) 出席者および協議事項・・・別紙1のとおり

5 その他 会議終了後、情報交換会を予定しております
(参加負担金：4千～5千円程度/人、当日徴収させていただきます)

【送付先】大津市企業局経営経理課 担当：(株)大津市企業局
TEL 077-528-2602 FAX 077-528-2603

別紙1

第3回 経理事務担当者会議 出席者・協議事項報告書

貴団体名 _____

1 出席者 下記のとおり出席の予定です。

所 属	補職名	氏 名	情報交換会 出欠

2 協議事項 希望する協議事項を以下に記入してください。

協議事項1	
協議事項2	
協議事項3	
協議事項4	

協議時間の都合上、次回送りとさせていただきますことをごまいます。あしからずご了承ください。

※6月30日（金）までにメールで回答をお願いします

3. 通知の例

⑤ B通知

事務連絡

平成29年7月7日

各団体経理事務担当課長 様

大津市企業局経営経理課長

第3回経理事務担当者会議の協議事項等について（依頼）

このことにつきまして、各団体から提出いただいた協議事項をとりまとめた結果、17事案についての協議を予定しております。当日を有益なものとするため、各団体の状況をあらかじめ集

の指摘共有一覧」

第3回 経理事務担当者会議協議事項（平成29年7月28日開催＜大津市＞）

↓記入してください。

※参考

NO.	協議事項(各団体依頼用)	提案団体	責団体	大津市
1	企業庁では、平成29年2月6日から10日まで、10年振りに国税局の消費税調査を受けました。最終的には、指摘事項なしとなりましたが、責団体の状況について、ご教示願います。	F		大津市では久しく税務調査の受検はありません。過去に平成9年及び11年に指摘事項がありました。 ※各団体の指摘事項・その後の対応は別紙2「外部からの指摘共有一覧」に記載願います。
2	経理事務について、(会計システムのリース・購入を除き)民間委託を行っている事務はありますか？ Ex.伝票作成・出納・予算・決算・消費税申告etc 草津市の場合、全て直営で対応していますが、官民連携の可能性がないか検討しているところですか。	F		大津市では経理事務は全て直営で対応しています。ただし、難解な懸案事項を直営で判断して対応したことについて、監査人(会計士)には是非を指摘されることが多く、苦慮していることから、公認会計士へのアドバイザー委託などを検討しています。
3	当市では、上下水道事業で同じ口座を使用していますが、上下水道事業間で支払いを行う場合、口座の預金を動かさずシステム内の振替処理で対応することはありますか？ 草津市の場合、上下水道料金間での充当や一時借入について、振替処理で対応しています。	F		本市でも3事業会計で同じ口座を使用しています。 事業間で資金の移動を行う場合は2バターンあり、会計間での支払に相当するものは、通常の相手方(業者等)と同様の処理を行っています(口座の預金移動あり)。 支出更正を行う場合は、会計間振替をおこなっており、システム上、口座の預金を移動せず振替えることは可能ですが、各種資料との整合性を取るために、会計間振替を行っても、口座の預金を移動させています。 会計間での充当や一時借入の実績はございません。
4	会計システムの業者登録について、当市では登録担当者に登録内容の変更が伝わらないことが多く、対応に苦慮しています。業者登録および登録内容の変更はどのように処理されていますか？	F		本市の業者登録及び業者変更登録についても、届出が一般部局の契約担当課に提出されるため、同様の問題が起きることがあります。 一般部局の契約担当課に変更届が提出された場合、写しを企業局の契約担当課へ送付してもらい、登録の修正を行っています。一般部局と企業局の会計システムが違うため、二重登録での運用を行っています。 企業局のみの登録である場合は(一般部局での業務がない)、相手方から直接、企業局へ届出を提出していただき、登録しています。 なお、企業局の会計システムの内容に誤りがあることを発見した場合は、一般部局の会計システムの登録内容を確認し、登録および修正を行っています。 債権者情報についても、担当課や提出書類は変わりますが、ほぼ同じ運用となっています。(振込口座等の債権者情報の登録は、出納・会計担当課)
5	(協議事項ではなくお願いになりますが) 当市では、現在会計事務マニュアルの作成に取り組んでいますが、作成にあたり現在マニュアルを作成して運用されているものを参考にさせてもらいたくマニュアルをいただけませんか？ ※紙でもデータでもどちらでも可 ※会計システムの操作マニュアルではなく、事務の方です。	F		添付のとおりです
6	(企業債について) 本市では、翌年度に繰り越した事業に係る前金(出来高ではない。)の支払いのための借入金や当年度実施済み事業で支払いが翌年度となる(未払金となった)工事費に係る借入金(当年度同意済みで翌年度5月起債)が慣例的に発生しています。 ※決算統計で言うところの「23表中、(14)(15)(49)(50)」 皆さんの決算統計を拝見したところ、このような借入形態はされておられません。起債や事業の繰越のタイミングをどのように調整されているのでしょうか？(出来れば、支出と収入の年度がずれるような借入方が生じないようにしたいと思っています。)	F		本市では起債対象事業の支出と起債による収入が同期するようにしています。事業費が建設改良繰越となる場合には起債も繰越します。 借入申込する際は、対象事業費について「支払済みか支出命令済み」で精査しています。そのため、支出命令さえされれば、未払状態でも対象事業費に含めます。(前払金でも同様。機構の借入要領にあり)。一方で、支出命令まででない可能性のあるもの(＝繰越し予定のもの)は、当年度に含めず、翌年度繰越分とします。 ここで、借入申込の精査時期から年度末までのタイムラグが問題となります。「繰越した可能性があり当年度借入分から除いたものの、因らずも年度内に終わらため建設改良繰越しなかった」事業については、当年度も翌年度も起債対象から漏れることとなりますが、「借入額>事業費」を防ぐためやむなしと判断しています。 なお、施工時期を早期・平準化し、年度内に完工させる取り組みとして、京都さんならい債務負担行為を活用しています。

だき、7月21

だきますようお

追加・

4. 当日の配布物、心がけていること

配布物

- 次第
- 出席者名簿
- 座席表
- 協議事項一覧
- 各市提供の資料
- 外部からの指摘共有一覧
- 先進事例研究の資料

机上には

- ネームプレート
- 名札（飲み会でもつける）



(C)2019大津市企業局

心がけ

- 堅くならないように
- ざくばらんに
- 全員参加できるように
- 相互扶助の精神

5. 今後の野望

それぞれの会議が独自に進化していく
“ひっばる市町”が年1回程度寄って情報交換、良いものを相互で取り込みできないか。

滋賀県南部（大津市）

滋賀県北部（長浜水道企業団さん）

京都府南部（京都市さん）

兵庫県

期待してます！！